

御嵩町告示第89号

公 示 送 達 書

下記の書類は、御嵩町役場税務課に保管してありますので、来庁の上これを受領してください。

なお、書類を受理されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、令和8年10月27日をもって書類の送達があったものとみなします。

令和8年10月20日

可兒郡御嵩町

町長 渡辺 幸伸



記

[illegible]